

○宮崎大学部長会議規程

〔平成23年6月1日〕  
制 定

改正 平成24年7月18日 平成26年3月28日  
平成28年3月2日 平成29年3月31日  
平成31年3月28日

(設置)

第1条 本学の事務運営の円滑な執行を図り、必要な事項に関し協議するため、宮崎大学部長会議（以下「部長会議」という）を置く。

(任務)

第2条 部長会議は、次に掲げる協議等を行う。

- (1) 事務運営上の懸案事項及び改善事項等に関する協議
- (2) 各部局間の緊急な連絡及び調整
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 部長会議は、事務局長、事務局各部長、医学部事務部長、監査室長及び各事務部事務長をもって組織する。

- 2 事務局長は、必要に応じて、協議事項の担当課長の出席を求めることができる。
- 3 事務局各部長、医学部事務部長、監査室長及び各事務部事務長（以下「部長等」という。）が止むを得ず欠席する場合は、当該部長等が指名する者が代理出席する。

(会議)

第4条 部長会議は、毎月1回（第1水曜）開催することを常例とする。

- 2 事務局長は、必要があると認めるときは、臨時に部長会議を開催することができる。

(事務)

第5条 部長会議の事務は、企画総務部総務広報課において処理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、部長会議の運営に関し必要な事項は、本会議の議に基づき定める。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年7月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。